

労働相談のご案内

北九州労働者支援事務所では、様々な形で、皆様からの労働相談をお受けしています。

◎北九州労働者支援事務所のご案内

◆通常相談(来所相談、電話相談、メールによる相談受付)

受付 平日(月曜日～金曜日) 8:30～17:15

場所 北九州労働者支援事務所

(北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 AIMビル4F)

電話番号 093-967-3945

メールアドレス kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp (労働相談受付専用)

メールは受付のみで、メールへの回答は電話でおこないます。

◆夜間相談(電話相談のみ)

受付 毎週水曜日(祝日の場合は翌日) 17:15～20:00

※県内4労働者支援事務所で輪番対応



事前予約制

◎行橋(京築)出張労働相談会のご案内

行橋市と共催し、出張労働相談会を開催しています。

相談を希望される方は、下記予定日の6日前までに北九州労働者支援事務所へご連絡下さい。

◆主催 福岡県・行橋市

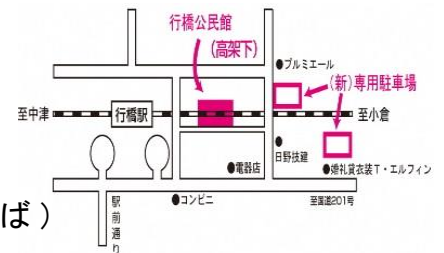
◆開催日 令和6年 8月5日、10月7日、12月2日

令和7年 2月3日

◆相談時間 16:00～18:00

◆場所 行橋公民館(行橋市西宮市2丁目1番7号 JR行橋駅そば)

◆電話 北九州労働者支援事務所 093-967-3945



事前予約制

◎北九州西部地区出張労働相談会のご案内

北九州市と共催し、出張労働相談会を開催しています。

相談を希望される方は、下記予定日の4日前までに北九州労働者支援事務所へご連絡下さい。

◆主催 福岡県・北九州市

◆開催日 令和6年 7月8日、9月2日、11月18日

令和7年 1月20日、3月10日

◆相談時間 16:00～18:00

◆場所 北九州市立八幡西生涯学習総合センター2F
202会議室 ※黒崎ゴールド免許センターとなり
(八幡西区黒崎3丁目15番3号 コムシティ 2F)

◆電話 北九州労働者支援事務所 093-967-3945



労働

きたきゅうしゅう

2024年 初夏号



Contents

- 日曜労働相談会のご案内 1
- あなたの職場は大丈夫ですか? 2~3
- よかばい・かえるばい企業 参加（登録）募集 3
- 労働相談会場等のご案内 4



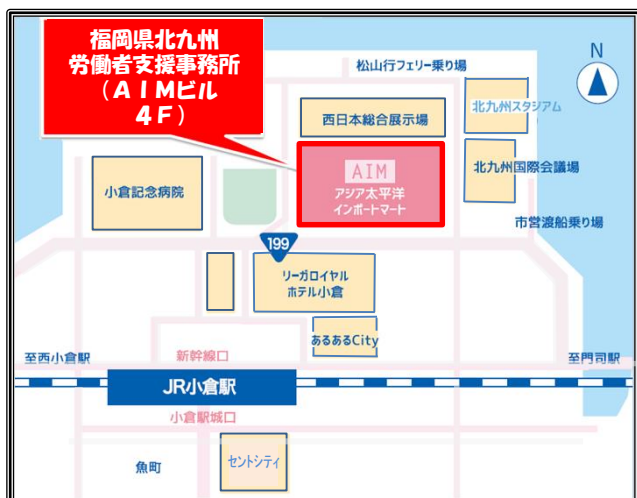
令和6年度 日曜労働相談会を開催します

予約優先・秘密厳守・相談無料

労働者支援事務所では、労働相談の機会を幅広く提供するため『日曜労働相談会』を開催します。労働者・使用者どちらからも相談をお受けします。

平日は中々時間が取れない方も、この機会にぜひ、労働者支援事務所までご相談ください。必要に応じて弁護士相談にもお繋ぎします。（その場合も、まずは職員が相談を伺います。）

- ◆ 日時：令和 6年 6月 23日（日）10:00 ~ 18:00
（受付は 17:30 まで）
- ◆ 場所：福岡県北九州労働者支援事務所
（北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 AIMビル4階）
- ◆ 予約：093-967-3945



発行

福岡県北九州労働者支援事務所

〒802-0001
北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号
AIMビル4F

電話 093-967-3945

FAX 093-967-3946

あなたの職場は大丈夫ですか？


社会人一年生の方、初めてアルバイトをしている方、転職・再就職された方、働く人を守るための法律『労働基準法』をはじめとする『労働関係法』があることを、ご存じですか？
あなたの職場でも、こんなことはありませんか？ たとえば…



【Aさん】 働き始めて最初の給料日！楽しみにしていたのに、銀行口座には1円も振り込まれてなくて大ショック！
社長に聞いたら「不景気なんで、来月末まで待って」と言われました。
こんなのってアリですか？

【Bさん】 1回6～8時間のバイトをしているんですが、休憩がまったく取れない日が多くてとてもツライです。店長は「忙しいから雇ったバイトに休憩なんかはないのは当たり前だ！」と言いますが、これって、本当に当たり前ですか？



こたえは Aさん の場合、Bさん の場合、ともに  NO !!

【Aさんの場合】

使用者(雇用主)は、賃金を、①通貨で ②全額を ③労働者に直接 ④毎月1回以上 ⑤一定の期日に支払わなければなりません。これを「賃金支払いの5原則」といいます。

この5原則は、どんな理由がある場合でも、使用者の都合で変更することは出来ません。

- ①通貨： 使用者は、賃金を通貨で支払わなければなりません。ただし、法令又は労働協約(労使間の取り決め)で特に定めがある場合は、通貨以外(例：口座振り込みなど)で支払うことができます。
- ②直接払い： 使用者は(未成年であっても)賃金を直接労働者に支払わなければなりません。
- ③全額払い： 使用者は、賃金を支払うときは、その全額を支払わなければなりません。ただし法令で特に定めがある場合(所得税・住民税・保険料)又は労使間で書面による協定がある場合には、親睦会費や組合費などを差し引いて支払うことができます。
- ④毎月1回以上払い： 使用者は賞与などを除き、毎月1回以上、賃金を支払わなければなりません。
- ⑤一定期日払い： 使用者は、毎月決まった日に賃金を支払わなければなりません。
「毎月20日」のように周期的に来る特定の支払日を定めなければならず、
「毎月20日から25日の間」や「毎月第3金曜日」などは認められません。

【Bさんの場合】

たとえアルバイトであっても6時間を超えて働く場合は、労働時間の途中で休憩が取れます！

法律では、以下のような休憩時間を与えなければならないことになっています。

- ◆ 働く時間が6時間を超え、8時間以下の場合には少なくとも45分
- ◆ 働く時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間

※「以上・以下」と、「超え・未満」の使い分けについて
「以上・以下」は、そのちょうどの数字を含み、
「超え・未満」は、そのちょうどの数字を含みません。

自分のために
覚えておこう！



休憩を与えなければならないのは、「6時間を超える」場合ですので、

6時間ちょうどの場合は、法律上は休憩を与えることは義務とされていませんが、

6時間を1秒でも超えれば、少なくとも45分の休憩を与えなければなりません。

また、8時間ちょうどの場合は「8時間以下」として、少なくとも45分の休憩を与えなければなりません、
8時間を1秒でも超えれば、1時間の休憩を与えなければならないこととなります。

※ただし、「時給制」の場合は休憩時間に「賃金」は発生しません。

2ページの事例のように

正社員・パート・アルバイトなどの働き方に関係なく、職場では、働き始めるまでは想像もしなかったようなトラブルに遭遇することも少なくありません。

こういったトラブルが起きないようにするためにも、会社(使用者)はもちろんのこと、働く人=労働者も自分の身を守ってくれる国のきまり=「法律」を知ることが大切です。

法律？ ナニ？ソレ、おいしいの？



ハイ！おいしいですよ！なにしろ、働くあなたを守ってくれる大切なルールですから。もちろん会社にとっても、労働者との摩擦を生まないための大切な潤滑油なのです。ですから、例えそれが高校生のアルバイトであっても、「労働基準法」をはじめとする「労働関係法」は必ず守られなければなりません。

もしも、このようなトラブルに心当たりがあったら、小さなギモンでも構いません。

「誰に相談したら良いか分からない」といったことでも大丈夫！

相談は無料ですし、相談内容はもちろん、あなたから相談があったこと自体も、秘密は絶対に守ります。どうか安心して、まずは労働者支援事務所☎に電話してみてください。

◆福岡県北九州労働者支援事務所

電話 093-967-3945

(8:30~17:15 ※土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く)

よかばい・かえるばい企業 参加(登録)募集中！

◆「よかばい・かえるばい企業」とは？

若者、女性、高齢者など多様な人材が、多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる「魅力ある職場づくり」を目指して、県内企業が働き方を見直すための取組を宣言し実行するものです。

福岡県では、「よかばい・かえるばい企業」への登録企業を募集しています！

対象

福岡県内に所在する企業・事業所 ※個人事業主を含む
(工場、事務所、営業所、商店、学校、団体等)

宣言例

- ・子育てや介護をしても働き続けられる職場にします
- ・業務の標準化や効率化のため、業務マニュアルを作成します
- ・ノー残業デー、ノー残業ウィークを実施します

特典

- ・県専用サイトで自社の取組をPRできます！
- ・県の競争入札参加資格審査において加点要件となります！
(要:地域貢献活動評価申請書の提出。)
- ・中小企業向け低利融資「ふくおか県政推進サポート資金」を活用できます！



詳細・参加登録は

福岡県 働き方かえるばい

検索